

3. 「日本型」地域スポーツクラブは構想・実現できるのか？

－文部省「総合型地域スポーツクラブ」の概要と検証の視点－

尾崎 正峰

はじめに

1995（平成7）年度から、文部省は「総合型地域スポーツクラブ」のモデル事業を進めている。後に表で掲げるように、現時点までに、全国で19カ所の市町村がモデル事業の指定を受けている。このなかには、文字通り「総合型」をめざしてクラブ組織を立ち上げ、日常的なスポーツ活動のほかにスポーツ教室の開講などを実施し、すでに3年間という指定期間を完了した地域もある。⁽¹⁾

これまでの地域スポーツ振興に関する議論を概観するに、地域における住民の自主的なスポーツクラブの問題は大きな位置を占めてきたといつてよい。とくに、議論が盛んに行われていた1970年代、クラブをめぐるのは、実践的にも理論的にも、各方面から議論百出の観を呈していた。それは、1980年代に入ってから、地域スポーツ研究を始めた「遅れてきた者」としての筆者の偽らざる感想である。

そこでの議論の特徴については、別稿において検討したことがあるが⁽²⁾、一つの特徴としてとらえられることは、ヨーロッパ型の地域スポーツクラブを、ある種の理念型、ないしは、理想ととらえていたことではないだろうか。「ヨーロッパをめざせ」「ヨーロッパに追いつけ」式の思いが、ことのほか強かったように思われる。⁽³⁾それは、地域におけるスポーツ活動の発展のための条件整備を求める運動のなかにおいても同様のものがあつたろう。

しかし、現実の姿として、それ以後、四半世紀という決して短くない時の経過のなかにおいても、日本の地域にヨーロッパ型のスポーツクラブは定着してこなかった。

そうした状況下、現時点において、なぜ文部省が「総合型地域スポーツクラブ」を政策として推

進しようとしているのか。

文部省自身も表明しているように、政策モデルとしてヨーロッパのスポーツクラブに範を取っていることからするならば、今度こそ、日本の地域にヨーロッパ型のスポーツクラブを根づかせようとする決意表明ととらえてよいのであろうか。

その一方で、モデル市町村事業の実施など、政策として実行に移された段階にいたっても、「総合型地域スポーツクラブ」は、必ずしも肯定的、ないしは、積極的に受けとめられていないように思われる。

地域スポーツに関わる多くの人々が、期待とあこがれにも似た思いを抱くヨーロッパ型のスポーツクラブが、いざ政策的に推進されたとき、人々が疑心暗鬼でこれを見つめる。言葉の上だけで見れば不思議なこのことがらが、どこに起因するのあろうか。

そこで、本稿では、こうした不思議さが起こってくる基盤をとらえることをねらいとする。ただし、現時点の具体的な作業としては、「総合型地域スポーツクラブ」の政策的意図と、そこに見る問題点を列挙するにとどまざるを得ない。

1. 文部省が提唱する「総合型地域スポーツクラブ」とは何か

地域住民によって自主的に組織されたスポーツクラブは、現在、全国各地において数多く活動している。財団法人日本スポーツクラブ協会が1994年に実施したスポーツクラブの実態に関する調査によれば、公共スポーツ施設（学校体育施設開放を含む）を拠点に活動している地域スポーツクラブ数は37万にも上るものと推計されている。それらのクラブに参加している人々の数は、1,169万人とされている。

また、前掲の別稿において述べたように、1970年代に結成され、20年以上の長きにわたって活動を続け、特徴的な実践を蓄積しているクラブを全国各地に見ることができる。⁽⁴⁾ そうしたクラブは、文字通り地域に根ざし、地域の多くの人々を巻き込みながら、多様な活動を展開している。日本の地域スポーツクラブは、数の面だけでなく、内容面においても貴重な経験が積み重ねられてきているといえるであろう。

以上のことを総体としてみた場合、日本の地域スポーツクラブの活動は盛んであり、地域に根づいた特徴的な実践を展開している、と結論づけることも可能であろう。

そうした状況認識に立つとき、なぜ、今この時期に「総合型地域スポーツクラブ」なのか、ことさらに新しい提言を行う根拠はどこにあるのか、今までのクラブではどこがだめなのか、という素朴な疑問が出てくる。

まず、「総合型地域スポーツクラブ」の「特色」とは何なのかを簡単に見ていこう。政策提言サイドからは、以下のような説明がなされている。⁽⁵⁾

- ①単一のスポーツ種目ではなく、複数のスポーツ種目を包含し、住民の多様なスポーツニーズに応えることができる。
- ②地域スポーツセンター等を活動の拠点とし、学校体育施設や他の公共スポーツ施設等との連携を図りながら、定期的、計画的なスポーツ活動を行うことができ、参加者が日常的にスポーツ活動に親しむことができる。
- ③文部大臣認定の資格を有した社会体育指導者等の有資格指導者を配置し、参加者個々のスポーツニーズの相違や技能レベルに応じて適切な指導が行え、自主的、継続的なスポーツ活動を促進することができる。
- ④教室、大会等をはじめとする多彩なプログラムや行事がクラブ員に提供されるのみならず、地域住民を対象とした各種イベントを開催し、地域に根ざすスポーツクラブである。

こうした「総合型地域スポーツクラブ」の「特色」づけは、これまでの地域スポーツクラブに対するどのような現状認識、問題認識のもとになされたものであろうか。

たとえば、大木昭一郎は、「総合型地域スポーツクラブ」の目的、必要性、利点等を以下の6点としてあげている。⁽⁶⁾

- ①クラブの継続性の確保のために
- ②施設使用の効率化のために
- ③指導者の確保のために
- ④クラブ運営・事務の適正化のために
- ⑤安定した財源の確保のために
- ⑥クラブの公共性の向上のために

では、大木のクラブに対する現状認識、問題認識とはいかなるものであろうか。

大木は前掲の日本スポーツクラブ協会の調査結果をひとつの論拠として、以下のように述べている。

まず、「クラブの継続性の確保」という点についてであるが、調査結果から、クラブが解散、ないしは活動停止の状態になってしまう傾向が見られるという。

1978～84年までに設立されたクラブが、同協会の1989年調査では全体の43.6%であったのに対して、1994年調査では全体の29.1%に低下したことがあげられている。全体のクラブ数の増加分を差し引いても、かなりの数のクラブが消滅したといえるであろう。こうした状況を鑑みて、「簡単には消滅しない安定したクラブ」をつくるというねらいが出てきている

この点を含めて、大木がクラブの問題状況として、とりわけ深刻なものとして認識している点は、上記の調査結果が示している1クラブの平均会員数32人という「少なさ」「小ささ」であると思われる。

会員数が少ないために、曰く、施設の利用が「非効率」、曰く、指導者を依頼する財源が確保できない、曰く、財政基盤が脆弱である。明言はされていないが、前述の、クラブがつぶれるのも会員

数が少ないからだ、という認識も伏在していると思われる。

こうした状況に対して、クラブ会員の規模が拡大すれば、問題解決が図られ、多彩なプログラムの提供などが可能となり、「公共性の向上」が可能となるという。その解決の具体的な像が「総合型地域スポーツクラブ」である、という結論に導かれている。

3. 「総合型地域スポーツクラブ」モデル市町村事業の概要

前述のように 1995（平成 7）年度から開始された「総合型地域スポーツクラブ」モデル事業であるが、指定を受けた市町村は以下の 19 カ所である。

ここでは、クラブの会員数と対象地域の人口、会員数の人口比、そして、拠点施設を列挙した表としてまとめた。

表 1 総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業実施市町村

会員数 人口 人口比				拠 点 施 設
<平成 7～9 年度>				
岩手県金ヶ崎町	972	16,408	5.9	金ヶ崎町生涯スポーツセンター 6 地区生涯教育センター
山形県鶴岡市	1,545	101,095	1.5	鶴岡市小真木原総合体育館・陸上競技場 鶴岡市小真木原多目的広場・テニスコート
愛知県半田市 (成岩中学校区)	2,243	18,000	12.5	半田市立成岩中学校
広島県熊野町	663	26,163	2.5	熊野町民体育館、熊野町民グラウンド
福岡県北九州市 (大谷中学校区)	1,532	12,811	12.0	戸畑体育館
宮崎県田野町	800	12,518	6.4	田野町体育館
<平成 8～10 年度>				
秋田県琴丘町	6,604	6,604	100.0	ことおか中央公園スカルパ、小瀬川運動公園
新潟県新井市	2,440	28,556	8.5	新井市民体育館、新井総合公園、屋外運動場 市内小学校(13 校)、新井中学校
富山県福野町	3,000	15,114	19.8	福野町 B & G 海洋センター、福野町体育館
岐阜県揖斐川町	640	19,516	3.3	揖斐川町民体育館、健康広場ミーナ
滋賀県蒲生町	2,100	13,733	15.3	蒲生町民体育館
兵庫県姫路市 (姫路市南西部)	750	?	?	姫路市立広畑第二小学校体育館・運動場 広畑トレーニングルーム
岡山県岡山市	325	614,751	0.1	岡山市総合文化体育館
山口県新南陽市	2,000	33,189	6.0	新南陽市体育館、市内小中学校(7 校)

* 地域スポーツ推進研究会編著『スポーツクラブのすすめ』、ぎょうせい、1999、より作成

表 1（続き）

<平成 9 ～ 11 年度>				明和町営総合体育館、明和中学校体育館
三重県明和町	1,500	22,000	6.8	波方町民体育館、波方公園体育施設
愛知県波方町	500	9,966	5.0	
<平成 10 ～ 12 年度>				
栃木県石橋町	1,000	19,306	5.2	大松山運動公園
千葉県三芳村	400	4,588	8.7	三芳中学校、三芳村農村環境改善センター
広島県吉田町	660	11,741	5.6	吉田運動公園、吉田サッカー公園

4. 「総合型地域スポーツクラブ」～検証の視点
前項の表に見るように、モデル事業指定市町村の数は年々増えていっているが、その実施、事業終了後の地域での定着を図るうえで、どのような問題があるのだろうか。

現時点では、仮説的な部分も多いが、以下のように論点を整理しておきたい。

（1）クラブの「拠点施設」と公共スポーツ施設の整備状況

「総合型地域スポーツクラブ」を現実のものとしようとするとき、最初にぶつかり、ネックとなるのが施設問題であろう。それは、これまでに、くり返し議論されてきた公共スポーツ施設の未整備の問題と密接に関連している。

いうまでもなく、「総合型地域スポーツクラブ」には「拠点」となる施設は不可欠である。モデル事業の「マニュアル」にも当然のことながら「拠点施設」の必要性和重要性が述べられている。

ここでいう「拠点施設」たる要件は、クラブの活動のために必要な広さや設備はもちろんのこととして、もっとも重要な点は、クラブ員であれば「いつでも」自由に使用できることがある（ヨーロッパ型をめざすというのであれば、クラブ所有の施設ということまで想定することもできるだろう）。

しかし、現状として、上記の要件を満たす施設を保有している市町村の数はきわめて少ないであ

ろう。それは、第一義的には、公共スポーツ施設の整備が遅々として進んでいないことの反映である。モデル市町村においてすら、そのすべてが「拠点施設」を用意できているとはいいたげに思われる。⁽⁷⁾

そうした現状のなかでの現実的な選択として提示されているのが、「学校開放の活用」であろう。

これまでも、学校開放は、地域のスポーツクラブの貴重な活動基盤として機能してきている。

同時に、地域社会の再生や地域の教育力の復活を意図する立場から、学校（教育）と社会（教育）の連携ということがしばしば叫ばれてきた。

そうした歴史と現状を見ると、地域スポーツクラブの活動基盤として学校体育施設を活用することの意味は十分理解できるものである。

しかし、学校開放の「限界」の存在について、これまでも指摘されてきたことも想起する必要がある。「総合型地域スポーツクラブ」の展開が、その「限界」をどのように乗り越えていくことになるのか。その道筋について、必ずしも明示的ではない。

以上を概括すれば、公共スポーツ施設整備を現状のままにしておくならば、「総合型地域スポーツクラブ」は理念としては是とされたとしても、その実現可能性は、ほとんどないのではないかと、というのが筆者の現状認識である。⁽⁸⁾

(2)「大きいことはいいこと」か？

～クラブをささえ、すすめる人々

まず、筆者としては、「大きな」クラブをつくるという政策提言の裏側にあるところの、「小さな」クラブに対するマイナス・イメージには賛同しがたいものがある。

すべてのクラブが「総合型」になる必要があるのか。ヨーロッパにおいても小さな単一のクラブがあるではないか。多様性を認め、それぞれが成立していくような仕組み、システムを考えていくことが必要なのではないだろうか。

以上のように考えるのは、第一に、「小さな」クラブでも特徴的な実践を展開している例が少なくないことがある。第二に、「大きく」なることですべての問題が解決するのであるかという素朴な疑問からである。

現在、クラブは内に外に多くの課題を抱えている。そこでは、規模の問題のみならず、さまざまな厳しさが折り重なった状況に、クラブは直面しているように思われる。⁽⁹⁾ そのなかには、規模が大きくなったとしても、住民が自主的に運営していくクラブであるならば、共通して直面するであろう課題も含まれている。

たとえば、クラブを自主運営していく上での、会員一人ひとりの運営参加とその自覚化という問題である。従来のクラブ運営でいわれてきた「ゲスト化」とその克服は、「総合型地域スポーツクラブ」にも共通していよう。「おんぶにだっこ」のモデル事業が終了した後、本当の自主クラブとして活動していくとき、クラブ運営に主体的に関わる人々を生み出すことができるのか。そこにこそ真価が問われてくる。

クラブをささえ、すすめる人々の存在は、施設問題と並んで、ある意味では、車の両輪のように重要な点である。

おわりに

日本において「総合型地域スポーツクラブ」を現実のものとするためには、多くの越えるべき課題がある。

本稿では、「総合型地域スポーツクラブ」に対して疑問を含めて批判的な検討をしてきたが、これを全否定することはできないし、また、意味のないことであろう。

クラブを発展させていくことは、地域スポーツの展開のためには必要不可欠のものである。これまでの地域におけるクラブの実践の総括を行いながら、将来像を見通していくことが今求められている。

(注)

(1) 日本体育協会も 1997 (平成 9) 年度から、スポーツ少年団を核とした「総合型地域スポーツクラブ育成事業」を実施している。

1997 (平成 9) 年度 6 カ所、1998 (平成 10) 年度 9 カ所の地区指定を行っている。

(2) ①拙稿『『地域スポーツ計画とクラブ』論・覚書』『問い続けるわれら』、教育実践検討会、1998。

②拙稿『『時代経験』のヴァージョン・アップを』『スポーツと生きる』、現代社会体育研究会、1998。

③現代社会体育研究会 (文責：尾崎)『『三鷹方式』から 30 年～地域のスポーツクラブのさらなる発展と行政のサポート』『日本の社会教育実践 1998』、社会教育推進全国協議会、1998。

上記の拙稿で、主として検討した論稿は以下のものである。

①沢登貞行・村上克己『コミュニティ・スポーツへの挑戦』、不昧堂出版、1980。

②森川貞夫編著『社会体育のすすめ方』、総合労働研究所、1980。

③伊藤高弘「地域スポーツ計画と主体形成」『スポーツ政策』、大修館書店、1978。

(3) しかし、ここでこのようにいうことは、この時期のすべての議論がヨーロッパ礼賛一色に染まっていたということの意味しない。ヨーロッパのクラブに関する政策・行政に関する問題点について客観的な検証もなされていた。

(4) 代表的なものとして、蓮見良造『実践コミュニティ・スポーツ』、大修館書店、1992。

向陽スポーツ文化クラブ『コミュニティクラブと学校開放』、不昧堂出版、1986、など。

(5)文部省体育局生涯スポーツ課「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」『スポーツと健康』1995年6月号。

ほかに、地域スポーツ推進研究会編著『スポーツクラブのすすめ』、ぎょうせい、1999、など。

(6)大木昭一郎「21世紀に向けたスポーツライフの創造」『スポーツと健康』1995年6月号。

(7)モデル市町村の中で、この施設問題をクリアしているように見えるのは岩手県金ヶ崎町である。「拠点」施設として、生涯スポーツセンターのほか、地区ごとに生涯教育センターがある。こうした基盤整備が可能になった点については、町の行政運営と補助金に関する歴史的経緯と併せて検討されるべきであろう。

この点については、庄司興吉編著『地域社会計画と住民自治』、梓出版社、1985。

庄司興吉編著『住民意識の可能性』、梓出版社、1986、を参照。

(8)公共スポーツ施設の「非効率」な利用の現状という問題提起については前述したが、施設の利用上の工夫は多くの人々の手によってこれまでもなされてきたし、これからもなされていくであろう。しかし、そうした住民・利用者の知恵と努力の多くが、基盤整備の不十分さを補うために費やされていることは正常な姿ではないであろう。

(9)筆者は、これまでにこうした問題状況を総称して「クラブの内憂外患」と表現している。前掲(2)参照。

<その他の参考文献>

1. 関春南『戦後日本のスポーツ政策』、大修館書店、1997。

2. 古田峰子「住民によるスポーツ活動の発展」『日本の社会教育実践 1997』、社会教育推進全国協議会、1997。

3. 拙稿「カナヅチ母さん奮闘記」荒木豊・高津勝編著『明日に向かう体育』、大修館書店、1992。

4. 現代社会体育研究会（文責：尾崎）「＜仮想座談会＞ちょっと拝見、公共スポーツ施設」『月刊社会教育』1999年4月号、国土社。

5. 西嶋尚彦「我が国のスポーツクラブの現状と課題」『スポーツと健康』1995年6月号。

6. 八代勉「21世紀社会のスポーツ環境」『スポーツと健康』1996年11月号。

7. 文部省体育局生涯スポーツ課「地域スポーツクラブの育成と地域活性化に関する調査について」『スポーツと健康』1996年11月号。

8. 黒須充「地域スポーツクラブの定着に向けて」『スポーツと健康』1997年10月号。

9. 清水紀宏「地域スポーツクラブの望ましい運営」『スポーツと健康』1998年12月号。

10. 「《検証》総合型地域スポーツクラブ」『スポーツのひろば』1999年7月号、新日本スポーツ連盟。

11. 余暇開発センター『スポーツライフ白書』、ぎょうせい、1998。

12. S S F 笹川スポーツ財団『スポーツライフ・データ 1998』、S S F 笹川スポーツ財団、1998。

13. 余暇開発センター『レジャー白書』（各年版）。

14. 電通総研スポーツ文化研究チーム＋加藤久『スポーツ生活圏構想』、厚有出版、1999。

15. 似田貝香門、他編著『住民運動の論理』、学陽書房

16. 『月刊社会教育』1999年2月号（社会教育「改正」特集、および、後藤道夫「民衆的教育の生涯体系像を考える」、等）、国土社。

17. 高津勝『現代ドイツスポーツ史序説』、創文企画、1996。

18. 伊藤高弘「人民戦線以降の高峰の仏『新スポーツ法』制定」『スポーツのひろば』1999年3月号、新日本スポーツ連盟。

19. 池田勝「スポーツ政策研究の国際動向」『体育学研究』第43巻第5・6号、日本体育学会、1998.11。